

今治市内中学生校外生活のきまり

外出について	服装	① 公共の場にふさわしい服装をする。
	夜間外出 外泊	② 夜間は不要な外出は控える。
		③ 夜間外出する時は、保護者との同伴とする。
		④ 無断外泊をしない。
	交通安全	⑤ 交通ルールを守る。
		⑥ 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用する。
		⑦ 自転車の夜間無灯、二人乗り、信号無視、ながらスマホはしてはいけない。
		⑧ 自転車を置くときは、整頓して、鍵をかけておく。
		⑨ バイク・自動車は絶対運転してはならない。
屋内・屋外の遊びについて	ショッピングセンター・スーパーマーケット・コンビニなど	⑩ 買い物のあるとき以外は行かない。
		⑪ 店内や駐車場にたまらなない。
	ゲームセンター、映画、カラオケボックス・ボーリング場など遊技場	⑫ 午後6時以前の利用は保護者同伴が望ましい。(トラブル未然防止のため)ただし、カラオケボックスは午後6時以前の利用も保護者同伴とする。
	キャンプ・サイクリング	⑬ 保護者または指導者の同伴とする。
	水泳	⑭ 遊泳禁止場所など危険な場所では泳がない。
		⑮ 防波堤や橋の上から飛び込まない。
		⑯ 泳ぐのは午後5時までとする。
		⑰ ヤス、もり、一眼鏡、シュノーケル、足びれなど危険な道具は使わない。
	危険な遊び	⑱ 危険な場所(道路や駐車場)で、ローラースケート、スケートボード、キックボードなどの遊びはしない。
		⑲ 危険な花火、エアガン、刃物、マッチ、ライターなどで遊ばない。
	スマホ・タブレット端末・SNS・インターネットの利用	⑳ フィルタリングサービスを積極的に利用するなど、家庭でルールを決め、正しく使用する。
		㉑ LINE などのネットトラブル、掲示板の書き込み、ネット犯罪には十分注意する。
		㉒ 知らない人とは会わない。
		㉓ 個人情報(写真など)を送信しない。
	アルバイト	㉔ 原則認めない。家庭の事情により行う場合は、校長の許可を得なければならない。
㉕ 飲酒・喫煙はしない。		

【保護者の皆様へ】⑫について

「愛媛県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の規定により、「午後6時以後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、保護者の同伴を求めること。」と示されており、16歳未満の者は、店舗ではその旨の表示がなされていますが、本市では、年少者の犯罪被害防止・健全育成の観点から、午後6時以前の利用についても保護者同伴が望ましいとしています。

今治市教育委員会・今治市小中学校生徒指導主事会
今治市PTA連合会・今治市青少年補導委員会